

犯罪被害者 無料法律相談

秘 密 厳 守

このような犯罪による被害(※)に遭われた方や
そのご家族又はご遺族の方、ご相談下さい。

- ① 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
→ 殺人、傷害、傷害致死、強盗致傷、強盗殺人等
- ② 性犯罪
→ 強姦、準強姦、強制わいせつ等
- ③ 自由を侵害する罪
→ 逮捕・監禁、誘拐等
- ④ 交通犯罪
→ 危険運転致死傷、業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷等

※相談の対象は、被害者参加対象事件（刑事訴訟法第316条の33第1項各号所定の事件）に限ります。
例えば、窃盗や強盗等の財産犯、自動車運転過失致死傷であっても純粋に損害賠償を求めるものについては一般の法律相談（有料）となります。

たとえば、

- ・被害に遭った事件の捜査や裁判は、どうなるの？
- ・被害者が刑事裁判に参加できるって聞いたけど、どうすればいいの？
- ・被告人がどのように供述しているのか知りたい。
- ・マスコミの取材や報道に困ってるのですが・・・。
- ・被害者のための補償はないの？
- ・精神的にケアをしてくれるところはないの？

などの相談に弁護士がお答えします。

お問い合わせ・ご予約

和歌山弁護士会

〒640-8144 和歌山市四番丁5番地

☎073-422-5005

法律相談のお申し込み方法は、裏面をご覧ください。

法律相談のお申し込み方法

1

下記の電話番号へご連絡ください。

その際、「犯罪被害者無料法律相談への申込み」
であることをお申し出ください。

TEL.073-422-5005

【受付時間】

月曜～金曜 AM9:00～PM5:00

事務局が相談の概要をお聞きすることがあります。

2

相談担当弁護士からお申込みの方へご連絡いたします。

相談の日時等をご協議ください。
電話にて解決する場合には、
面談による相談を行わない場合もあります。

3

相談担当弁護士による相談

相談料は、初回のみ無料です。

